



Tokyo Gakugei University Repository

東京学芸大学リポジトリ

<http://ir.u-gakugei.ac.jp/>

Title	国立大学法人にとっての大学文書館：広島大学文書館を一例に(fulltext)
Author(s)	小池, 聖一
Citation	東京学芸大学大学史資料室報, 3: 8-18
Issue Date	2016-03-31
URL	http://hdl.handle.net/2309/159333
Publisher	東京学芸大学大学史資料室
Rights	

国立大学法人にとっての大学文書館

～広島大学文書館を一例に～

広島大学文書館 小池聖一

はじめに～大学文書館とは～

東京学芸大学にも文書館・アーカイブズを、との思いは、大学アーカイブズに関与する全ての者が共有している。とはいえ、大学アーカイブズを文化施設として、あるいは、ハードユーザーである教育史等の研究者のためだけにあるとの認識を持っている者も多いが、それは基本的に間違いだと考えている。機関アーカイブズとして設立される大学アーカイブズ・文書館とは、何よりも、公文書等の管理に関する法律（平成二十一年七月一日法律第六十六号、以下、公文書管理法と略記）のもとにある国立大学法人にとって公文書管理業務の中核であり、また、法人業務の合理化に寄与する存在であるべきだと考えている。その一つの類型として広島大学文書館の活動を例にしつつ、国立大学法人にとっての大学文書館について述べたい。

元国立公文書館常任理事・筑波大学名誉教授の大濱徹也先生は、文書館・アーカイブズを「検証の器」とされた（大濱徹也著『アーカイブズへの眼 記録の管理と保存の哲学』刀水書房、二〇〇七年）。また、第六八代首相であった大平正芳は自らの施政を「後世の歴史家」に評価をゆだねるとし（大平正芳回想録刊行会編『大平正芳回想録』一九八一年）、第七一代首相の中曽根康弘も、自らを「歴史法廷の被告」と称した（中曽根康弘著『自省録：歴史法廷の被告として』新潮社、二〇〇四年）。

確かに、「時の経過」をへて「非現用」となった文書のみを証拠としたならば、歴史法廷の検事とは、歴史研究者なのかもしれない。しかし、後述するように、現用文書まで広島大学文書館のように管理するようになると、苦い真理の詰まった「検証の器」の第一の利用者は、歴史を作り続けている機関に属する者、場合によっては歴史法廷の被告人とその後継者として今を生きる者となります。

まず、「苦すぎる真理」は、対象機関に属する者が自戒を込めてかみしめなければならない。同時に、公文書管理法にあるように、歴史に限らない法廷の主役は、「国民」なのである。機関アーカイブズは、間接的であっても常に、「苦すぎる真理」を政策に活かすことで不断に国民に還元するよう準備しなければならないと考えている。「検証の器」は、統治の根源として、陪審員や、法廷を傍聴する一般の人達にも検証できるように存在し続けなければならない。そして、大学文書館・アーカイブズとは、国立大学の場合、国立大学法人化により、外部資金依存率が高くなり、同時に新たな政策立案機会の増大に伴い業務量が格段に増加し、文部科学省自体の政策も大きく変容するなか、それへの対応と共に、常に国立大学が抱えるべき政策的継承の基盤ともなる組織なのである。今後は、政策的継承の根拠としてだけでなく、「検証の器」として、さらに、シンクタンク的な意義をも持つ組織となるべきだと考えている。

広島大学文書館のように、「現用」「非現用」の関係なく文書管理をする。すなわち、記録（record）との言葉が有する「過去」「歴史」のみを所蔵し、公開・管理するものではないアーカイブズにとっては、上記のように機関利用の促進をはかることが、より重要な方向性であると認識している。同時に、大学文書館は、大学の特性に合わせて多様な形態が可能である。国立大学法人化が、各国立大学に個性化をもたらすよう個別に努力するなか、国立大学法人にとっての大学文書館は、次の六点で役割を担える組織なのである。その六点とは、

- ①大学の個性化を演出（史資料の収集・公開・整理・展示）。
- ②建学の精神と理念を守る。
- ③教育（大学史教育等）を通じたアイデンティティの確立。
- ④研究基盤の提供。
- ⑤入学前から卒業後まで→オープンキャンパス、ホームカミングデイ
- ⑥地域との連携→企画展示、オールラウンド・ヒストリー事業、公開講座等

等と多様なものである。この六点の事業を組み合わせることで、大学の個性を演出し、また、それを保証する施設でもある。

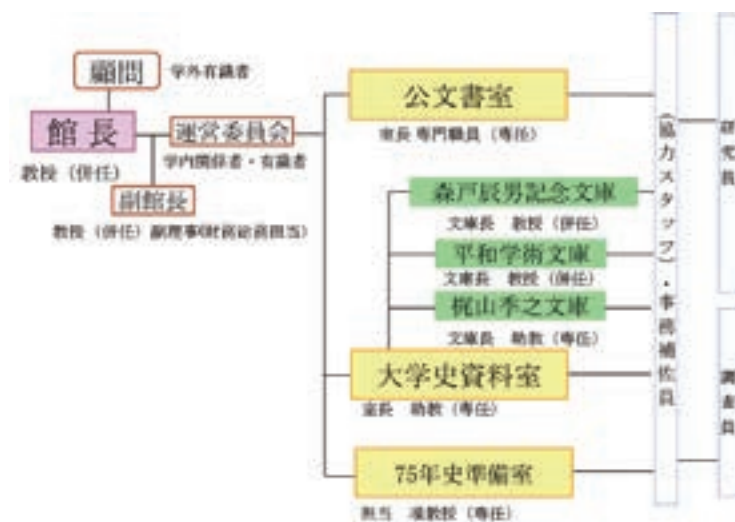
それ故、以下では、広島大学文書館における諸活動を通じて、これからの大学文書館・アーカイブズ像について明らかにしていきたい。

1. 広島大学文書館の概要

具体的に広島大学文書館の現状を述べる前に、まず、大学文書館を類型化したい。大学文書館は、その設立経緯を勘案し、機能的に分類すれば、次の四点に類型化できる（拙稿「大学文書館のサービス戦略」『情報の科学と技術』第五八巻第十一号、二〇〇八年十一月）。第一は、公文書管理法が契機となって、今後、国立大学等で増えると考えられる公文書館型である。第二が、最も設立経緯として多いが、年史編纂型。第三が、創立者・創立経緯重視型であり、私立大学に多い大学アーカイブズである。第四が、同窓会対応型で、卒業生との関係を重視し、歴史的な展示を行うのが特徴的である。

広島大学文書館は、この四つの類型が有する機能をすべて有しているが、中核となるのは、第一の公文書館型である。

次に、大阪大学アーカイブズの菅真城教授による所蔵する資料に規定された「機関アーカイブズ」「収集アーカイブズ」という分類がある。菅氏は、これからの大学文書館は、この「機関アーカイブズ」と「収集アーカイブズ」の両方の要素をもった「トータルアーカイブズ」として戦略性を持たなければならないとしている（菅真城著『大学アーカイブズの世界』大阪大学出版会、二〇一三年）。



広島大学文書館も、設立当初より、このトータル・アーカイブズとして設計し、戦略的に運用してきている。トータルアーカイブズとして機能的に運用できる理由は、創設以来、広島大学文書館が公文書室と大学史資料室の二室体制をとってきたことにある。二室体制の特徴は、まさに、その機能性にあり、大学史資料室に付随させ、大学の個性に合わせた特殊文庫、森戸辰男記念文庫、平和学術文庫、梶山季之文庫の三つを擁することができるのも、その二室体制を採用した結果だと考えている。

広島大学文書館にとって基幹業務は、公文書室による公文書管理機能であるが、収集アーカイブズとしての大学史資料室を擁することによって多角的な事業展開が可能となっている。

二室体制の利点は、第一に文書館が移管ないし整理・収集する文書について、文書の特性に合わせて対応できる点である。移管される法人文書については公文書室が、そして、個人文書等については、大学史資料室が管轄。両者は、文書の性質が異なり、整理方法も、保存方法も違っているため、組織的に分けることが合理的であった。

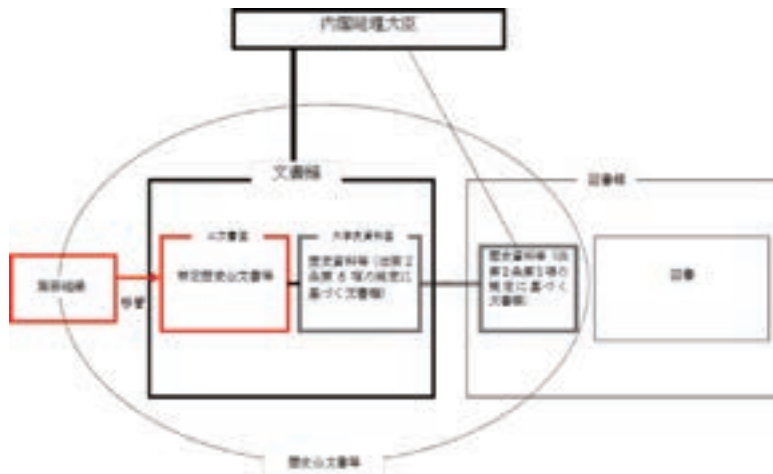
第二に、業務内容からも、公文書管理を行う公文書室と、教育・研究を行う大学史資料室とを分けることが重要であった。

そして、第三に、二室体制を導入することによって組織の拡張可能性も担保出来たと考えている。

大学文書館にとって二室体制の優位性は、広島大学文書館設置以後の多くの大学文書館で採用され、名古屋大学大学

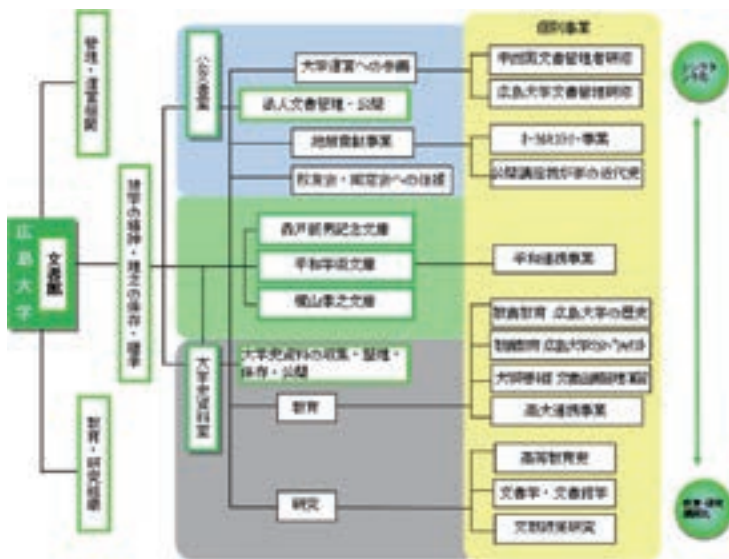
文書資料室でも再編が行われたことでも明らかだと思っている。

この二室体制の結果、公文書管理法との関係から、所蔵する文書については、次のようになる。



個人文書や団体文書のような多量かつ、収集から整理まで一年以内で行うことが困難な文書群に対しても、「歴史資料等」（公文書管理法第二条第五項）の対象となる学術資料として複数年度での整理が可能となっている。そもそも、公文書管理法では、収集アーカイブズは念頭に置かれておらず、個人文書の整理についても考慮されていない（国立公文書館にはその能力もない）。そもそも、個人文書のなかには、森戸辰男関係文書のように約四万点にのぼる文書群が存在する。これを一年で整理することは、基本的に困難である。国立公文書館や地方公共団体公文書館等のように機関アーカイブズに特化するのであれば、移管・公開がスムーズに行える公文書のみを扱う必要があると考えている。

この二室体制のもと、文書館は、五つの点を経営戦略上の目標とした。「(1) 文書管理による業務の効率化」は、機関アーカイブズとしての目標であり、法人文書管理業務を行うことによって業務の効率化・合理化ができればと考えている。この結果が、後述する文書館による法人文書の一元化管理である。「(2) 大学の個性化を演出」は、三つの特殊文庫に象徴され、大学史資料室所管の個人文書等が明らかにするところである。ただし、「演出」手段としての展示室を文書館は持たないため、展示は高コストなものとなっている。「(3) 教育・研究の基盤形成」については、後述する。「(4) 入学前から卒業後まで」は、大学という高等教育機関の機関アーカイブズであるため、入学前の生徒に本学を理解増進から、卒業生を対象とする校友会等での諸活動までをさしている。「(5) 地域との連携～ローカルをグローバルに～」は、地方大学としての広島大学であるからこそ、グローバルになれるのだ、ローカルである自らの存在こそがグローバル化することができると考えて作ったものである。この五点に基づいて、次のように事業を展開している。



結果として、広島大学文書館は、このように各種事業を展開している。

表-1

		平成 16 年 4 月	平成 27 年 4 月
人員（専任）		2 名	3 名
施設面積（㎡）		551	861
書架延長（m）		1,257.9	4469.9
公開点数	移管文書	3,929	17,337
	個人文書	24,128	98,531 (所蔵 146,228)
刊行物		紀要 11 冊、書籍 9 冊（市販 5 冊）、 研究叢書・報告書 10 冊、目録 11 冊、大学史関係刊行物 2 冊	

そして、広島大学文書館は、この表のように拡充してきた。刊行物も、多数刊行している。

2. 公文書管理法下の大学文書館

2.1. 法人文書の統一的管理

国立大学法人広島大学は、教職員約三〇〇〇名、学生約一五〇〇〇人、卒業生約三〇万人、家族を含めると、約七〇万人ともなる組織であり、拠点は、国内に限らず、中国、台湾、韓国、インドネシア等にも広がっている。

この広島大学の機関アーカイブズとして広島大学文書館（以下、文書館）では、これまでの設置目的、「本学にとって重要な文書の整理・保存」「大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開」に加えて、「本学の法人文書の管理に関する業務を行い」との一文を、昨年度 4 月 1 日付で挿入した。この一文によって文書館は、「現用」「非現用」を

問わない公文書の統一的管理を行うこととなった。すなわち、公文書管理において、作成・整理、そして、保存・公開の全業務を、基本的に文書館が行うことを意味している。

広島大学文書館の目的

平成二十六年四月一日規則第三十六号「広島大学文書館規則の一部を改正する規則」

(目的)

第2条 文書館は、広島大学（以下「本学」という。）の学内共同教育研究施設として、本学にとって重要な文書の整理・保存並びに大学の歴史に関する資料の収集・整理・保存及び公開を行うとともに、本学の法人文書の管理に関する業務を行い、関連する分野の教育研究を行うことを目的とする。

この統一的管理の実施は、次の公文書管理法第一条（目的）

第一条 この法律は、国及び独立行政法人等の諸活動や歴史的事実の記録である公文書等が、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源として、主権者である国民が主体的に利用し得るものであることにかんがみ、国民主権の理念にのっとり、公文書等の管理に関する基本的事項を定めること等により、行政文書等の適正な管理、歴史公文書等の適切な保存及び利用等を図り、もって行政が適正かつ効率的に運営されるようにするとともに、国及び独立行政法人等の有するその諸活動を現在及び将来の国民に説明する責務が全うされるようにすることを目的とする。

その際、行政文書・法人文書を問わず公文書において、公文書管理法の成立時より定義があいまいであった「歴史」公文書の「歴史」という概念を克己し、広島大学における重要な文書を、行政的価値と、高等教育機関であり、研究教育大学である国立大学法人広島大学の特性に合わせた「アーカイブズ」的価値のもとに、広島大学文書館は、「特定重要公文書」として保存・公開することとした。これにともない、以下のように、広島大学法人文書管理規則も一部改正した。

広島大学法人文書管理規則の一部改正

(規則第三十七号、平成二六年四月一日)

(副統括文書管理責任者)

第4条 本学に、副統括文書管理者を置き、広島大学文書館長をもって充てる。

(文書管理者等)

第5条

6 広島大学文書館（以下「文書館」という。）に、文書管理システム担当者を置き、公文書室長をもって充てる。

(保存期間が満了したときの措置)

第20条

3 総括文書管理者は、前項の同意に当たっては、必要に応じ、文書館の専門的技術的助言を求めるものとする。

(移管又は廃棄)

第21条

2 文書管理者は、前項の規定により保存期間が満了した法人文書ファイル等を廃棄しようとするときは、文書館と協議し、その同意を得なければならない。この場合において、文書館が移管することが適当と判断した法人文書ファイル等については、文書館に移管するものとする。

公文書管理法下の機関アーカイブズとして、一つの到達形態となりえた理由は以下の通りである。

まず、第一に、今回、四月一日より、法人文書管理を文書館が行うこととなった契機は、全学的な業務（事務）組織

の改編にある。広島大学において業務の合理化が行われ、人員削減がなされ、「現用」文書が財務・総務室総務グループ、「非現用」文書を文書館という区分で、廃棄・移管業務を共同で行っていたものを、業務を集中させ文書館が担当することとなった。もちろん、この背景には、これまで業務を「現用」「非現用」の区別はあるものの、統一的行ってきた総務グループと文書館との親和性が背景にある。

第二に、文書館が一元的に管理することにより、公開における三〇年原則を一つの指標としながらも、意思決定機関としての大学の管理・運営部門が重要であると認識する文書を統一的に管理することの方が合理的である。すなわち、ライフサイクル論の画一的な導入が、日本の行政組織にとってどこかなじまないものである理由は、その意思決定における増分主義的決定方法、いわゆる前例踏襲主義にとって、時間的スパンの画一的適用がなじまないからである。「現用」「非現用」・・・特に、この「非現用」という原局にとって、「価値がない」という指標の導入が、結果として、日本のアーカイブズを単なる倉庫とし、また、信頼関係を構築できないがゆえに、不透明な「半現用」などという概念を創出し、中間書庫を必要とするような、屋上屋を重ねる結果となっているのは、まさにこのことが原因となっている。そして、その真なる「原因」は、公開をめぐる問題であり、原則性さえ担保され、また、原局との信頼関係が形成されていれば、保存場所が、原局であるか、あるいは、「特定」重要公文書として文書館が管理しているか、それだけの問題であると言える。ただし、このことは、何よりも原局との関係性が重要であり、機密の保持を共有できる組織としてアーカイブズがあることが前提である。

第三に、本来、情報法制として考える場合、公文書管理法は、情報公開法（行政機関の保有する情報の公開に関する法律、平成十一年五月十四日法律第四二号）、個人情報保護法（平成十五年五月三十日法律第五七号）、不正アクセス行為の禁止等に関する法律（平成十一年八月十三日法律一二八号）、特定秘密の保護に関する法律（平成二五年十二月十三日法律第一〇八号）とセットで考えるべき存在である。

現在行われている公文書管理法の見直しに際しては、同法をより情報法制に対応するものとすべきである。現在の公文書管理法は、国立公文書館の充実を盛り込むような内容となっている。この点、国立公文書館法、公文書館法が存在しており、国立公文書館が実質的に内閣府公文書管理課の下部組織化している現状からも、公文書管理法の下位法として国立公文書館法等を位置づけ、公文書管理法からは削除すべきものである。また、国立公文書館の機能・施設の在り方等に関する調査検討会議が行われているが、国立公文書館の展示施設を中心するような文化施設化は、公文書管理法が導入された経緯にも反し、また、類似機関も多いことから全く必要のないことである。

大学文書館の場合、京都大学大学文書館のように情報公開法を契機に設置され、また、公文書管理法を契機に大阪大学アーカイブズが設置されたが、本来、機関アーカイブズは、この関連する情報法制のなかで位置づけがなされなければならない。そのなかで役割を明確化させる必要がある。そもそも、法制上、連動して成立させなければならないこれらの情報法制をゆがめる形で公文書管理法を成立・運用させていることに、根本的な問題があるが、広島大学文書館では、情報公開法・個人情報保護法を司る総務グループと連動させることで、情報法制としての一体性をもっていきたいと考えている。

2.2. 広島大学における法人文書管理業務

実際に、広島大学文書館における法人文書管理業務は、以下の十点である。

- (1) 法人文書管理システム対応業務（ファイル管理簿調製・保守管理等）
- (2) 法人文書選別移管作業実施
- (3) 文書管理業務支援～書庫整理応援、文書管理に関するレファレンス等
- (4) 法人文書の管理状況調査への対応→監査機能・監査業務
- (5) 特定歴史公文書等の保存及び利用状況調査への対応
- (6) 移管文書目録作成・公開
- (7) 移管文書の保存管理

(8) 業務利用台帳の作成

(9) 公文書管理法に基づく展示・見学等の実施

(10) 公文書管理法に基づく研修の開催及び参加

このうち、昨年度平成二七年度からの新規業務が(1)と(4)である。「(1) 法人文書管理システム対応業務(ファイル管理簿調製・保守管理等)」は、法人文書管理簿の保守・管理である。広島大学では、法人文書管理システムを稼働させており、その点検・保守を恒常的に行っている(公文書室・室長村上淳子、他事務補佐員一名)。基本的に、広島大学の法人文書管理ファイルシステムは、法人文書ファイル名を登録すると、背表紙も印刷できるものである。その制度設計段階から文書館としては関係しており、法人文書ファイルの階層化(大分類、中分類、小分類)、保存期限のみならず広島大学独自の「重要度」設定も行っている。この業務は、全学が対象であり、恒常的に行うものである。「(2) 法人文書選別移管作業実施」は、法人文書管理簿で保存期限が満了したファイルに対して、文書館への移管・廃棄あるいは延長を原局であらかじめ決定させ、それをもって原局に廃棄簿(案)を作成させる。その廃棄簿(案)を文書館が法人文書管理簿上で確認したうえで、移管作業日時を原局原課の文書管理者と協議して決定し、廃棄簿(案)に掲載された全てのファイルに対して文書館とともに現物を目視で確認。協議の上、移管するものは、文書館が引取り、その他のファイルに誤廃棄や、恣意的な廃棄を防止する意味で「廃棄可」のシールを貼付する。この「廃棄可」の法人文書ファイルは、原局で廃棄する。その際、期間延長する法人文書ファイルについても確認する。この結果として、文書館に移管されたファイルについては、「(6) 移管文書目録作成・公開」として、目録を作成し、文書館のホームページで公開する。同時に、文書館では、「(3) 文書管理業務支援～書庫整理応援、文書管理に関するレファレンス等」として、長らく未整理状態となってしまう部局等の書庫整理をその部局の文書管理者等とともに整理するなどをし、また、文書管理者等に対するレファレンスを行っている。また、移管された法人文書については、特定歴史公文書として登録するだけでなく、「(7) 移管文書の保存管理」としてその後の保守・管理等を担当するとともに、内閣府公文書管理課による「(5) 特定歴史公文書等の保存及び利用状況調査への対応の調査に回答」するなどの作業を行なう。また、移管文書の利用、文書館の場合、業務利用が多いのであるが、その際は、「(8) 業務利用台帳の作成」して管理している。また、「(9) 公文書管理法に基づく展示・見学等の実施」なども行っている。なお、「(4) 法人文書の管理状況調査への対応→監査機能・監査業務」「(10) 公文書管理法に基づく研修の開催及び参加」については、後述する。

その際、文書館への移管対象文書は、次の五点である。

(I) 組織の運営管理に関する意思決定及びその経緯に関するもの

(II) 構成員・卒業生の権利証明を保障するもの

(III) 学生活動を跡づけるもの

(IV) 教育研究成果・知的財産に関するもの

(V) 地域社会への貢献に関するもの

反対に廃棄するものとしては、身分証明書に関するもの、労働時間管理に関するもの、兼業に関するもの、出張・研修報告に関するもの、源泉徴収・年末調整に関するもの(共済関係)、伝票及び証憑に関するもの、学生証発行に関するもの、入学料・授業料免除に関するもの、学生健康保険組合に関するもの、公用旅券に関するもの、文献複写に関するもの、資料貸借に関するもの・・・その他、保存期間1年のものを基本的に廃棄している。

法人文書管理として広島大学文書館が特に力を入れているのが、「(10) 公文書管理法に基づく研修の開催及び参加」である。研修事業としては、年二回の「広島大学初任者研修」及び年一回の「中堅管理者研修」において、広島大学の歴史について講義を行ってきた。特に、中堅管理者研修においては、広島大学が地域との間で行った各種約束等や、政策的継承面に重点を置いて講義を行っている(小池担当)。このような公文書管理法施行以前からの研修事業へ参画していた実績を踏まえ、公文書管理研修としては、中国四国地区の国立大学法人・国立高等専門学校等の公文書管理担当者に対する中四国国立大学法人等公文書管理研修をこれまで2回実施している。これは、国立大学協会からの補助を受けてのものであったが、補助がなくなったため、その後継として、広島大学公文書管理研修を2回実施し、中四

国地区の国立大学法人等の文書管理担当者の方々も参加できるようにしている。情報公開法・個人情報保護法とも関連した公文書管理法のもとでの文書管理、法人文書管理システムの説明等を外部講師も招聘するなどして行ってきた（情報法制作成の内閣府・総務省の担当官等）。この過程で、公文書管理に関するQ & Aを作成するなど蓄積をしている（『平成23年度中国・四国地区国立大学法人等公文書管理研修報告書』『平成24年度中国・四国地区国立大学法人等公文書管理研修報告書』）。今後は、業務を実践的に学びたいとの希望もあり、模範例の紹介、理想的ファイルの紹介、年長者からのアドバイス等を中心とする「基礎編」と、文書管理責任者を対象とする「応用編」にわけて広島大学公文書管理研修を行っていく予定である。

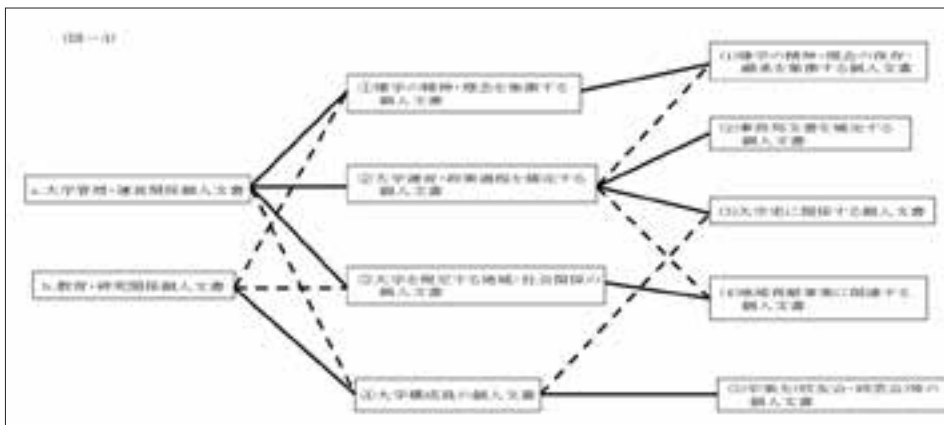
また、「(4) 法人文書の管理状況調査への対応→監査機能・監査業務」により、副統括文書責任者である館長・小池と、文書管理システム担当者である公文書室長・村上が、監査室による監査業務の一環として、広島大学の内部監査（個人情報管理状況・法人文書管理状況）を行っている。この一連の監査業務を通じて、より、法人本部及び各部署の文書管理業務について精査・把握するとともに、各業務内容についても把握することができるようになった。この監査業務への参画は、業務組織内に文書館の存在を浸透させ、また、機関アーカイブズとしての意義について再認識してもらおうえでも大変有効であると考えている。

この公文書室を基盤として、今後は、政策的継承性を担保・立案基盤の提供をより円滑に進められるようになればよいと考えているが、現状では困難であり、大学のシンクタンク機能までに至っていない。公文書室としては、大学史資料室と共同で行っている照会事業までが仕事量からして現状では限界である。広島大学の場合、調整機関としての経営企画室、文部科学省の文教政策分析・政策比較を行っている高等教育研究開発センターがあり、政策的継承性という点で参入の余地はあるのだが、現状の業務量からは困難である。今後は、資料集（外務省等中央官庁で言うところの調書）を作成することによって代替えることを考えている。

3. 国立大学の個性化と大学文書館

国立大学の個性化という観点から、大学文書館が果たす役割について述べる。

3.1. 収集アーカイブズ・大学史資料室



法人文書管理が機関アーカイブズとしての大学文書館であり、収集アーカイブズとしての大学文書館として、広島大学文書館では大学史資料室を設置し、積極的に個人文書を収集している。この個人文書とは、作成過程で分類される公文

書・私文書という区別ではなく、原秩序保存を前提とし、個人の生涯において生成・取得された文書の全てを指している。このなかには、森戸辰男関係文書のように閣議配布資料のような行政文書もあれば、書簡・日記のような私文書も存在している。しかし、これらは、資料群として一体のものであり、広島大学文書館では、それらを総体として収集し、寄贈を受けて整理・公開している。

文書館が所蔵し、大学史資料室が所管する個人文書は、機能的に「a. 大学管理・運営関係個人文書」、「b. 教育研究関係個人文書」の二方向で、より内容的に分類するならば、「①建学の精神・理念を象徴する個人文書」「②大学運営・政策過程を補完する個人文書」「③大学を規定する地域・社会関係の個人文書」「④大学構成員の個人文書」の四点に分類できる。

そのうえで、具体的には文書を収集する際には、「(1) 建学の精神・理念の保存・継承を象徴する個人文書」「(2) 法人文書を補完する個人文書」「(3) 大学史に関係する個人文書」「(4) 地域貢献事業に関連する個人文書」「(5) 卒業生(校友会・同窓会)等の個人文書」の五点から行っている。

この方針のもとに、文書館は、原爆で失われた包括校の資料を補完しつつ、三つの特殊文庫を擁し、個人文書の収集・整理・公開を進めている。

建学の精神・森戸辰男記念文庫

具体的に、大学史資料室管轄下の特殊文庫・森戸辰男記念文庫は、広島大学図書館・ご遺族・横浜市と、分散して所蔵されていた森戸辰男関係文書を統合して、平成十六年十一月に設置された。森戸辰男記念文庫が所蔵する森戸辰男関係文書は、広島大学・建学の精神「自由で平和な一つの大学」をはじめとする森戸の全生涯にわたる膨大な資料群である。

具体的に、森戸事件、戦前の「大学の転落」論争、大原社会問題研究所、大阪労働学校、戦後の日本国憲法成立過程、文部大臣期、広島大学長時代、中央教育審議会等、配布資料や各種原稿、書簡等により構成されている。

森戸辰男記念文庫は、まさしく創立経緯重視型、新制広島大学の創立に関する資料群であり、その精神的支柱となるものである。ミッションの再定義など、大学改革の過程で、建学の精神の重要性が再確認されているなか、広島大学の精神的支柱ともなるべき資料群なのである。

理念の継承・平和学術文庫

また、この建学の精神に基づき、「平和」の重要性が広島大学で再認識されている。文書館では、平和学術文庫を平成十七年十一月に設置した。平和学術文庫は、平和運動等に関係した広島大学人・広島大学関係者の個人文書を収集・整理して所蔵している。中核となるのは、広島大学出身の金井利博中国新聞社論説主幹と、その金井を中心とする金井学校の二人(平岡敬、小牟田稔の両氏)の資料群である。この資料群は、戦後広島への被爆者援護活動、原水爆被災白書運動等に関する貴重な資料である。また、広島大学関係者のものとしては、「平和と学問を守る大学人の会」関係資料、被爆した南方留学生関係資料、佐久間澄理学部教授旧蔵の原水禁世界大会関係の資料等を所蔵している。個人文書の整理・公開には多大の労力と時間を要するため、現在、公開に至っているのは森戸・平岡・大牟田の各関係文書である。文書館では、平成十七年の段階で平和科学研究センターと原爆放射線医科学研究所国際放射線情報センター(現在の附属被ばく資料調査解析部)との間で平和科学三者連携推進機構を形成し、シンポジウムを開催するなどした経験も有している。文書館では、内向きのカタカナの「ヒロシマ」ではなく、平岡敬文書館顧問(元広島市長)が提唱されたHIROSHIMAとするために、平和学術文庫の整備を通じて研究基盤の形成を行うとともに、現在、科学研究費補助金で、総合科学部平和科学プロジェクト、平和科学研究センター、広島市立大学広島平和研究所の有志と共同研究を行っている(基盤研究B(一般)研究代表者「広島における核・被ばく学研究基盤の形成に関する研究」(二〇一一年度-一三年度)、基盤研究B(一般)研究代表者「広島における核・被ばく学研究基盤の拡充に関する研究」(二〇一四年度-二〇一六年度))。その成果として、企画展「原爆白書運動と広島大学」を被爆七五年でもあり、平成二七年七月三日から六日まで、被爆建物でもある旧日本銀行広島支店で行った(その後、広島大学中央図書館内の地域・国際交流プラ

において縮小展示を行った)。

校友会・同窓会への貢献

文書館には、卒業生から寄贈された資料も多数保存している。原爆で包括校の文書を失ったため、広島大学文書館・大学史資料室では同窓会・校友会を通じて資料を補填し、また、積極的に同窓会・校友会に関与するため、ホームカミングデーにおいてパネル展示を行っている。包括校の一つ、旧制の広島高等学校も、被爆により校舎が倒壊、炎上し、多くの文書が失われるなか、同窓会により再構成された資料の移管を受けるとともに、後継組織である総合科学部・総合科学研究科(吉田光演研究科長)の協力により、総合科学部一階に平成二五年一月に広島高等学校資料コーナーを設置した。広島高等学校同窓会は、昨年、平成二五年九月に解散しましたが、最後の同窓会総会において感謝状の贈呈を受けたことは感激であった。

梶山季之文庫

また、包括校の一つ、広島高等師範学校出身の作家、梶山季之の資料を、平成二十年四月より、断続的に寄贈を受け入れている。原稿、書簡、参考書籍、身の回りの品々等、作家・梶山のすべてについて寄贈を受ける予定である。一世を風靡した流行作家・梶山季之は、トップ屋と呼ばれ、ジャーナリズム界の革命児でもあった。明治大学で展示室を有する阿久悠に匹敵する人物であるだけに、今後、常設的な展示ができればと考えている。

では、次に、文書館が展開する各種業務について、所管ごとに紹介するとともに、その問題点等についても明らかにしたい。

3.2. 大学史資料室所管事業

国立大学の個性化に寄与する大学史資料室の所管する事業としては、①教育、②オーラルヒストリー、③展示の三つの事業を展開している。まず、教育としては、文書館設立前、五〇年史編集委員会時に開講された自校史教育「広島大学の歴史」がある。最初、受講者数四一名から始まったこの講義は、学生達に浸透し、楽勝課題でないにもかかわらず、教室上限を負担増にもかかわらず取り去った平成二三年度、九七三名の受講者を得るまでになった。この学生たちの希望も込めて、文書館では、平成二三年五月十日付で「新たなユニバーシティ・アイデンティティ科目の創設と教養教育」を起案し、教育室および教養教育本部に提出した。基本的に、教養教育科目の削減がもてられているなかで学生の希望を最大限満たすため、定員の緩和とともに、講義「広島大学の歴史」の全学必修化を求めるものであった。当初、この「広島大学の歴史」は、教育史の専門家から、「広大学」とするよう提案を受け発足したのだが、「広島大学の歴史」が広島大学の全てを明らかにしえないだけでなく、教育学の下位分野である大学史・高等教育史をもってそれを「学」とすることにも根本的に限界があった。むしろ、「学」などとするのではなく、広島大学の重要な構成員である学生諸君に、大学に対する認識を深めてもらうことを目的として今後も進めていきたいと考えている。

文書館が提供する教養教育科目としては、他に「広島大学のスペシャリスト」と「現代ジャーナリズム論」がある。前者は、平成十九年度から後期の総合科目として始めたもので、広島大学の特殊な業務に関与する専門職の方々にオムニバス形式で報告してもらい、学生に広島大学に対する理解力を高めてもらうことを目的とし、平均約一五〇名の学生を集めている。「現代ジャーナリズム論」は、広島大学との間で包括提携関係にある中国新聞社の現役記者等に報告してもらい、主にジャーナリスト希望の学生に対して提供している自由選択科目であり、平均七四名の学生を集めている。しかし、この二科目の授業負担は大きいため、平成二七年度の第二次中期計画の終了とともに、科目を廃止することとした。その際、現代ジャーナリズム論は、最後と言うことで、これまでの中国新聞一社から、朝日新聞(五名)、NHK(三名)、中国新聞(五名)、大阪毎日放送(一名)という日本で初めての四社によるオムニバス方式で講義を行った。

一方で平成二十年度より、大学院総合科学研究科の特別プログラムとして文書企画管理演習を開講し、学部教育として総合科学部において、講義「文書管理論」と文書管理演習を開講した。講義「文書管理論」では、財務・総務室総務

グループの協力を得て、法人本部の業務組織を見学し、実際に、文書の作成からファイル化、保存について実際に見学・講義を行った。

②オーラル・ヒストリー事業としては、広島大学に関係が深い方々を中心にオーラル・ヒストリーを行い、現在まで四冊の書籍、五冊の報告書をまとめた。オーラル・ヒストリー事業は、a. 地域貢献事業としてのオーラル・ヒストリー、b. 「日常の中の被爆」シリーズ、c. 受託研究事業に関連するオーラル・ヒストリー、の三方向で実施している。

③展示としては、恒常的に、オープン・キャンパス、ホームカミングデーにおいて広島大学の歴史を中心とするパネル展示を行っている。また、八月六日の原爆忌に、染色作家・故杉谷富代氏が、広島大学東雲キャンパスにあった被爆建物・木造体育館の廃材を利用したオブジェ「あの日」を展示している。

しかし、広島大学全体に対する常設展示施設を有していないため、労力がかかる企画展示にもかかわらず会期も短く、大変、高いコストがかかっている。このため、今後も、教育施設でもある展示室の併設を求めていきたいと考えている。

3.3. 地域貢献・地域連携・社会貢献事業

文書館全体にかかわる事業である地域貢献・地域連携・社会貢献事業については、平成十七年度より、①公開講座「我が家の近代史」を行っている。平成二三年度には、同窓会も開催している。自分史ではなく、家の歴史を調べる公開講座で、文学研究科、総合科学研究科、教育学研究科の先生方の協力を得て行っている。参加者の好評も得ており、地域密着の企画として今後も継続していきたいと考えている。

また、公文書管理面では、②防災協定と危機管理として、平成二三年九月、広島県立文書館との間で「災害時の発生に伴う史・資料保護に関する相互協力協定書」を締結した。広島県立文書館の経験と広島大学文書館の人的資源を共有するとともに、大学・県の緊急的資料の運用という点でも画期性を有している。

おわりにかえて ～政令指定機関となって～

大学文書館の存在は、大学の存立を保障するものとして世界ではとらえられている（（平井孝典著『公文書管理と情報アクセス』世界思想社、二〇一三年）。特に、国立大学法人にとっては、今度の統合再編もありえるなか、大学文書館の存在そのものが重要な意味を持つていくものと考えている。

しかし、単に大学文書館・アーカイブズ存在だけに意味があるのではない。公文書管理法の施行とともに、政令指定機関となった広島大学文書館ではあるが、政令指定の意味とは、単に対内対外的に、多くの学内機関が文部科学大臣の命令である「省令」に比し、内閣総理大臣の命令である「政令」が上位にあるという点に意味があるのではない。また、政令指定を受けたからといって、これに伴う内閣府公文書管理課等からの各種の監査、報告・調査要請は、むしろ負担ですらある。そもそも、政令指定にあたり、補助金等のインセンティブが全くないこともあり、設置すること自体をためらう国立大学法人が多いのも事実なのである。

それだけに、国立大学法人に大学文書館を設置する真の意義とは、なによりも国立大学法人が公文書管理法を遵守しなければならないということを前提としつつも、国立大学法人業務組織の負担を軽減し、公文書管理の充実が大学の意思決定に寄与する基盤を整備するものであるためである。さらに、国立大学法人化により個性化が志向されるなかで、創立の経緯等を踏まえた政策的継続性と存立の意義・・・それはミッション再定義の本質でもある・・・を、常に確認、検証することができる「器」であり、その個性化を演出できる存在であるためである。

最後に、東京学芸大学に大学文書館が設立されることを、なによりも期待している。

(了)